

## 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、宮崎県災害支援備蓄物資の移転業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が備蓄する災害支援物資の移転業務（以下「移転業務」という。）を行うものとする。

（実施期間）

第2条 移転業務の実施期間（以下「実施期間」という。）は、この契約の締結の日から令和7年3月28日までとする。

（料金）

第3条 移転業務の料金（以下「料金」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。（契約保証金は、免除する。）

（移転業務の処理方法）

第5条 乙は、移転業務を甲が別に定める宮崎県災害支援備蓄物資の移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、移転業務の実施状況、料金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（料金の請求及び支払）

第8条 乙は、移転業務完了後、甲に移転料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に料金を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に料金の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が実施期間内に移転業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- （損害賠償）
- 第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、移転業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （秘密の保持）
- 第11条 乙は、移転業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、業務期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。
- （費用の負担）
- 第12条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。
- （協議等）
- 第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙